

令和7年度 魚沼市立伊米ヶ崎小学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第十三条に基づき、伊米ヶ崎小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために策定した。

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対してその児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的物理的な影響を与える行為(インターネット上で行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省の上記の定義を踏まえ、いじめはどの子どもにも、どの学校、学級にも起こることを前提とし、危機意識をもって対応する。

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対してその児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的物理的な影響を与える行為(インターネット上で行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。

県条例第2条第2項でいじめ類似行為に関してもいじめと同様に取り扱うものとしている。

2 いじめに対する基本姿勢

- (1)いじめを許さない、見過ごさない意識を高め、いじめ防止の資質を向上させる。
- (2)児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3)いじめの早期発見のために、保護者との連携、職員間の連携を密にする。
- (4)いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- (5)学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

(1)組織の設置

いじめ防止等の措置を実効的に行うために、いじめ不登校対策委員会によるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。

(2)構成員

校長、教頭、該当担任、いじめ不登校対策委员会主任、生活指導主任、養護教諭。
ただし小規模校である本校の実態から、全校体制で対応する。

4 いじめ防止等の具体的な取組

(1)いじめの未然防止のための取組

①安心・安全な学校学級づくり

- ・多様性に配慮した学校・学級づくり
- ・人間関係の固定の軽減と対等で自由な関係の構築

②授業の充実

- ・道徳教育の充実(全校一斉道徳授業の公開)及び人権感覚の育成
- ・「分かる」「楽しい」授業と授業づくりと対話の場の確保

③定期的な子どもを語る会の実施

④社会性の育成

- ・全校縦割りなかよし班活動による異学年交流
- ・小出中学校区の連携強化によるコミュニケーションの能力の育成
- ・伊米ヶ崎保育園, 小出特別支援学校, 伊米ヶ崎デーサービスセンターとの交流

⑤日常的な職員間の連携・情報交換

- ・いじめ不登校対策委員会主任生活指導主任を中心にした情報のネットワークの構築
- ・教職員の正しい法理解の促進と誤認識の修正

(2)いじめの早期発見のための取組

①定期的なアンケート等の実施

- ・WebQU等のアンケートの実施と対応協議
- ・「学校評価アンケート」の実施と分析及び取組の見直し

②教育相談の充実

- ・教育相談「いきいきトーク」の学期1回の実施
- ・教育相談内容の情報の共有化

③日常の子どもの観察

- ・学級担任や入教授業者による児童の観察
- ・養護教諭による保健室来室児童の観察
- ・職員朝会や休憩時間等における情報交換

④保護者・地域との連携

- ・保護者からの情報提供
- ・地域住民や児童クラブ等からの情報提供

(3)いじめへの即時対応の取組

①市教委への報告

- ・いじめを認知次第, 教頭が市教委へ第1報を報告する。
- ・担任がいじめ認知報告書を作成し, 生活指導主任に提出する。
- ・生活指導主任が, 教頭の指導のもと, いじめ不登校対策委員会主任とともにいじめ認知報告書を加筆訂正し, 校長に提出する。
- ・校長は, いじめ認知報告書を市教委に提出する。

②組織を活用した状況の確認・調査

- ・「いじめ・不登校等対策委員会」による状況調査の実施
- ・必要に応じ学校派遣カウンセラー等の助言と協力を仰ぐ。

③いじめられている子どもの保護

- ・職員による見守り
- ・必要に応じて別室等の確保

④いじめをしている子どもへの指導

- ・複数の職員による聞き取りと指導
- ・管理職による指導

⑤いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実と今後の対応の見通しの説明
- ・定期的な情報提供と対応策の協議

⑥いじめをしている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実と今後の対応への連携依頼
- ・定期的な情報交換と連携

⑦その他の児童に対する対応

- ・学級担任による児童への説明と指導
- ・全校集会における指導

5 教育委員会や関係機関等との連携

(1)教育委員会との連携

いじめの疑いや重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。

(2)関係機関との連携

教育委員会の指導を受けながら、警察、児童相談所、民生児童委員、育成委員等と連携する。

(3)中学校区幼保小中の連携の強化

- ①小出中学校区小中学校の連携強化
- ②伊米ヶ崎保育園との連携強化

6 保護者・地域との連携

(1)保護者への意識啓発(法における保護者の責務等 第9 条)

PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者の責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。

(2)情報発信及び基本方針の周知

- ①年度当初のPTA総会において、本基本方針の説明を行う。
- ②学校ホームページに本基本方針を掲載する。

(3)地域の活動によるいじめの未然防止

伊米ヶ崎小学校スクールガードによる登下校の見取り強化

7 いじめに関する重大事態への対応

(1)重大事態の考え方

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

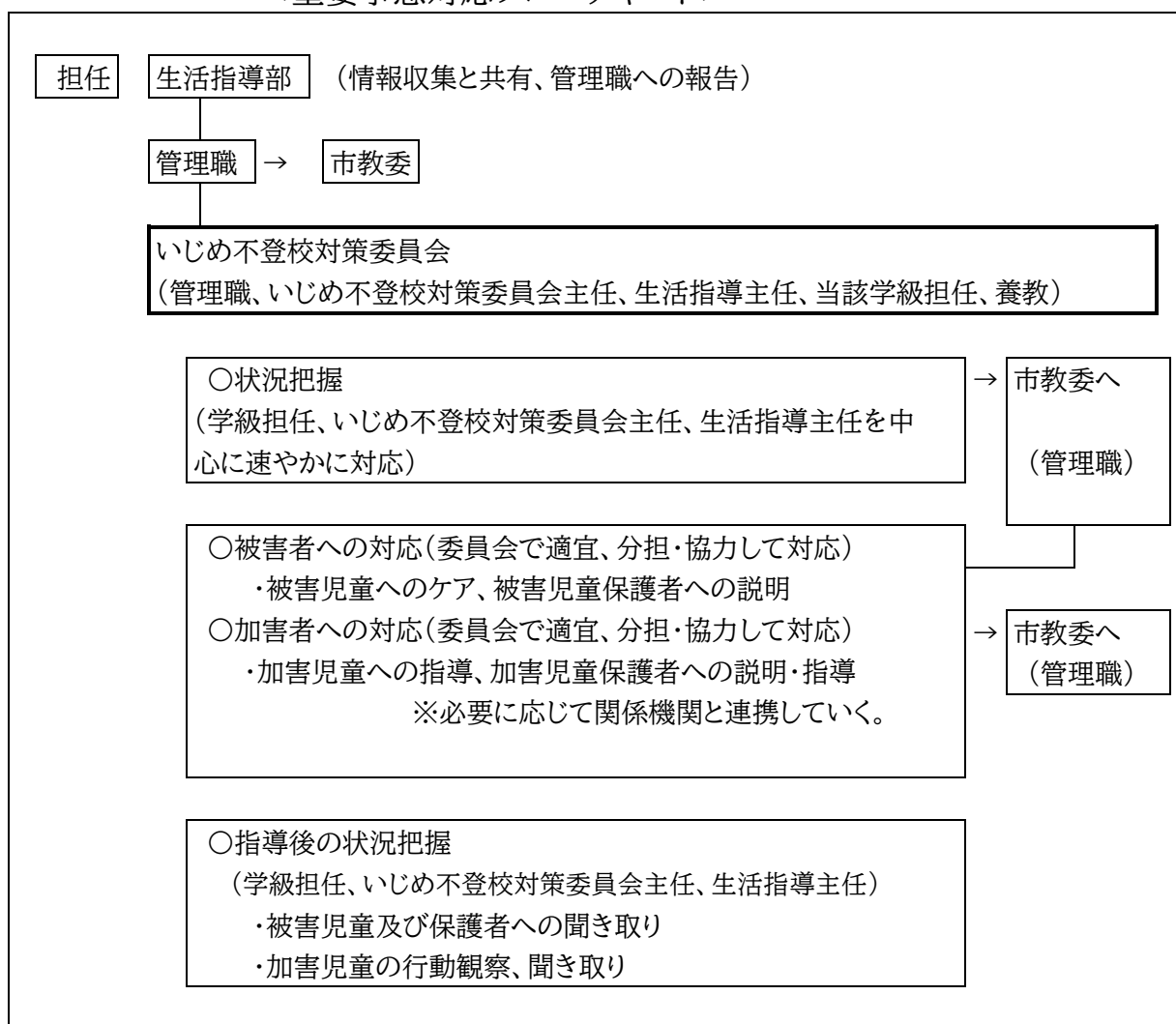
(2)重大事態発生時の対応

市教委へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が調査主体となった場合の対応

- ・組織による調査体制を整える。
 - ・組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を市教委に報告する。
 - ・市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ②学校の設置者が調査主体となった場合の対応
- ・設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

＜重要事態対応フローチャート＞



8 その他

・懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える場合がある。

その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促すことを第一とする。